

PinT節電プログラム利用規約

「PinT節電プログラム」(以下、「本プログラム」といいます。)利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、株式会社PinT(以下、「当社」といいます。)が開催する本プログラムに関する取扱いを定めたものです。なお、東京都が行う東京都家庭の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業(以下、「都事業」といいます。)に基づく節電プログラム(以下、「都節電プログラム」といいます。)の取扱いについては、別紙1で定めるものとします。

1. PinT節電プログラム参加

対象の電気料金プランにご加入中であるお客さまは、本プログラムに参加のお申込みをいただくことができます。なお、本プログラムへの参加お申込みをもって、都節電プログラムに同意したものとします。また、本プログラム、都節電プログラムのいずれかのみでの参加およびキャンセルはできないものとします。

2. PinT節電プログラム参加期間

2023年6月15日(木)以降で当社マイページから参加登録をいただいた翌日より参加いただきます。参加のキャンセルを登録した場合、または、当社と電気需給契約が終了した場合に本プログラムの参加終了となります。なお、当社が本プログラムを終了した場合も本プログラムへの参加は終了となります。

3. 定義

当社の電気供給サービス規約に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

4. 適用条件等

当社は、お客さまが以下のすべての条件を満たした場合に、本プログラムを適用します。

(1)本規約の全てに同意の上、本プログラム参加フォームよりお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。なお、お申込みに対する承諾は、PinTマイページへの表示と本プログラムのお知らせメールの送信をもって行うものとします。

(2)本プログラムの参加お申込み時点から本プログラムで定める特典付与時点までの間、継続して電気料金プラン(PinTでんき定額、PinTでんきwith賃貸定額(共用部)、PinTでんきwith賃貸空室プランを除く。)が適用されている、当社と直接契約があるお客さまであり、かつ、メールアドレスを登録していること。また、ポイント制度利用対象のプランに契約いただいていること。

(3)対象の電気料金プランが適用されている需要場所に通信機能を有したスマートメーターが設置されていること。

5. 節電量の計算方法

(1)デマンドレスポンス(以下、DR)によるkW削減

5(2)に基づき設定される、お客さまごとの標準的な使用量から実際の使用量を差し引いた残りの値を節電量として定義します。節電量の計算は、30分値を1単位として1単位ごとに行い、DRの対象時間帯毎に合計し、小数点以下第3位を四捨五入し算定します。なお、DRの対象時間帯毎に合計された標準的な使用量より、DRの対象時間帯毎に合計された実際の使用量が大きい場合は、節電量を0kWhとして取り扱います。

(2)DRによる標準的な使用量の計算

お客さまごとの過去の電気の使用状況を活用し、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(資源エネルギー庁・令和2年6月1日最終改定)に基づき算定します。

平日の場合は、直近5日間(DR対象日を含まない)のうちDRの対象時間帯における使用量の多い4日間の平均使用量、土日祝日の場合は、直近3日間(DR対象日を含まない)のうちDRの対象時間帯における使用量の多い2日間の平均使用量となります(平日の場合は直近5日間において、土日祝日の場合は直近3日間において、DRの対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、DR対象日から最も遠い1日を除き、平日の場合は4日間、土日祝日の場合は2日間で計算します)。

ただし、次に該当する日を除いて、平日の場合は5日間、土日祝日の場合は3日間となるよう、DR対象日から過去30日以内(平日及び土日祝日)で更に日を遡り、直近日を設定します。

①平日の標準的な使用量を算定する場合:土日祝日、過去のDR対象日および直近5日間(土日祝日およびDR対象日を除く)のDRの対象時間帯における使用量の総平均値と比較して、5(4)に定めるDRの対象時間帯における使用量の平均値が25%未満の日

②土日祝日の標準的な使用量を算定する場合:平日、過去のDR対象日および直近3日間(平日およびDR対象日を除く)のDRの対象時間帯における使用量の総平均値と比較して、5(4)に定めるDRの対象時間帯における使用量の平均値が25%未満の日

(3)DRによる節電量の計算

対象の電気料金プランが適用されている需要場所に設置されたスマートメーターから送られる30分値の使用量をもとに節電量を計算します。スマートメーター未設置やシステム障害、通信障害などにより、使用量データが欠損していた場合は、節電プログラムの節電量の算定の対象外です。5(2)に基づき設定される標準的な使用量の算定にあたり必要となる日数が足りない場合は、DRの節電量の算定および特典付与の対象外になる場合があります。

(4)DRの対象時間帯

当社が任意で設定します。なお、DRを設定しない日、時間帯がありますのでご了承ください。

(5)DRの対象時間帯通知

事前送信する本プログラムのお知らせメールにてご確認いただけます。本プログラムのお知らせメールは、事前通知時点でPinTマイページに登録されているメールアドレス宛に送付します。

(6)本プログラムへの参加単位

1つのPinTアカウントIDに本プログラムの対象となる電気料金プランが複数ある場合、本プログラムの対象となる電気料金プランは全て節電量の算定対象となります。この場合、節電量は電気料金プランごとに算定します。一方、本プログラムの対象となる電気料金プランの契約が複数あるものの、PinTアカウントIDが電気料金プランごとに異なる場合は、PinTアカウントIDごとに参加のお申込みが必要となります。

(7)節電量の通知

本プログラム期間のDRの節電量はPinTマイページでご確認いただけます。

6. 特典内容

(1)DRによる節電特典

DRに基づき算定した節電量、1kWhに対し5PinTポイントの特典を付与します。なお、節電量は月毎に集約し小数点以下第1位を切り捨てるものとします。

(2)特典の上限

特典の上限額は、本プログラムの対象となる電気契約1契約に対して1カ月あたり、500円相当とします。上限値以上のポイントを獲得した場合、PinTマイページなどで節電ポイントを速報値として通知しますが、ポイントの付与は上限値までとなりますのでご了承ください。なお、都事業に基づく特典は、当該上限にかかわらず付与されるものとします。

7. 特典付与時期

お客さまに付与する6(1)の特典は、節電量による特典が確定した翌月15日頃に付与します。また、合計額については特典の付与をもって通知にかえさせていただきます。なお、特典付与時点で本プログラムの対象となる需給契約を解消している方、「PinTアカウントID」を退会している方は、特典付与の対象外とさせていただきます。

8. 注意事項

(1)本プログラムは、参加お申込みの時点で当社との間で「4. 適用条件等」(2)に定める対象の電気料金プランに係る電気需給契約が成立しているお客さまのみが対象となります。

(2)本プログラム期間中に、電気料金プランの解約が発生した場合、解約日または終了日をもって節電量の算定を終了します。ただし、本プログラムに参加お申込み済みのPinTアカウントを引越し先や別需要場所でも継続いただき、引越し先や別需要場所で電気料金プランを同一のPinTアカウントで継続する場合は、節電量の算定の対象となります。

(3)本プログラムに参加お申込み後、当社からのお知らせの配信停止設定を行った場合、本プログラムのお知らせメールも届かなくなります。本プログラムのお知らせメールのみの配信停止はできませんので、本プログラムのお知らせメールの配信停止をご希望の場合はPinTマイページのお知らせ配信停止設定をお願いします。

本プログラムの参加を解除する場合は、本プログラムのお知らせメールに記載されたURLから参加の解除をお願いします。なお、本プログラムの参加解除は、登録いただいた翌日より反映しますので、本プログラムのお知らせメールの配信が行き違いとなる場合があることをご了承ください。

(4)本プログラムの参加お申込み時点で、PinTマイページのメールアドレス登録が完了していない場合や配信停止設定をしている場合、登録メールアドレスを変更した場合は本プログラムに関するお知らせメールの配信が行われなかったことがあります。

(5)本プログラム期間中に用いる30分値の使用量は、一般送配電事業者から連携される30分電力量を用います。30分電力量は後日訂正されることがありますが、原則、本プログラムでは遡っての訂正はいたしません。

(6)本プログラムへの参加、お問い合わせにかかる通信料はお客さまの負担となります。

(7)本プログラム期間中または終了後に、同様又は類似のプログラムを行う場合があります。

(8)本プログラムは予告なく変更または終了する場合があります。

(9)当社は、本プログラムに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償するものとします。

(10)当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、本規約および別紙1、別紙2を変更することがあります。この場合、変更後の本規約の実施期日以後の本サービス内容は、変更後の本規約によります。

9. 免責

(1)当社が、電子メールの送信によりお客さまにお知らせをする場合は、当社はお客さまのPinTアカウントIDに設定されているメールアドレス宛に、電子メールを送付するものとします。お客さまが、当社が送信した電子メールを受け取ることが可能なメールアドレス設定を完了していない場合等、お知らせメールの配信が行われなことがある場合があります。この場合においてお客さまが被った損害および不利益等については、当社は一切の責任を負いません。

(2)本プログラムは、お客さまが自らの判断に基づき電気の需給調整を行っていただくものであり、お客さまによる電気の需給調整の結果について、当社は一切の責任を負いません。また、当社は、本プログラムの利用に付随して発生したお客さまおよび第三者の損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

以上
2023年6月15日制定

別紙1

東京都家庭の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業に基づく節電プログラム利用規約

「東京都家庭の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業に基づく節電プログラム利用規約」(以下、「都事業規約」といいます。)は、株式会社PinT(以下、「当社」といいます。)が開催する東京都が行う「東京都家庭の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業」(以下、「都事業」といいます。)に基づくプログラム(以下、「都節電プログラム」といいます。)に関する取扱いを定めたものです。

1. 都節電プログラムの内容

都事業規約「4. 適用条件等」に定める全ての条件を満たしたお客さまは、当社からのお知らせメールを踏まえて節電に所定の日数成功した場合、都事業実施要綱に基づき当社からAmazonギフト券に交換可能な特典の付与を受けることができます。

2. 都節電プログラムの期間

2023年度は以下の期間で実施

夏期: 2023年7月1日(土)から2023年9月30日(土)

冬期: 2023年12月1日(金)から2024年3月31日(日)

※変更があった場合、2024年度の期間については決定次第当社ホームページ等でお知らせします。

3. 定義

用語の定義は、PinT節電プログラム利用規約(以下「本規約」といいます。)
「3. 定義」を準用するものとします。

4. 適用条件等

PinT節電プログラム利用規約「4. 適用条件等」を満たすこと、および、都節電プログラムの期間中において、PinTアカウントIDに登録された対象の電気料金プランに係る需要場所が東京都内にあること。

5. 節電量の計算方法

PinT節電プログラム利用規約「5. 節電量の計算方法」を準用するものとします。

6. 節電成功日数の判定

(1)対象の電気料金プランに係る需給契約について、都節電プログラムの期間中、当社が任意で設定した日の節電対象時間帯に節電量があれば、節電に1日成功したものとします。

(2)1つのPinTアカウントIDに登録された対象の電気料金プランの需要場所が東京都内に複数登録されている場合、電気料金プランごとに節電に成功した日数をカウントします。

期間中にお客さまが対象の電気料金プランの変更等を申し込まれた場合、1つのPinTアカウントIDに登録された同一供給地点特定番号の需給契約は一連のものとしたします。この場合、節電に成功した日数は電気料金プランごとにカウントし、5日以上成功は合算して判定します。

一方、対象の電気料金プラン需給契約が複数あるものの、PinTアカウントIDが需給契約ごとに異なる場合は、PinTアカウントIDごとに参加のお申し込みが必要となります。

複数のPinTアカウントIDに対象の電気料金プランに係る同一の需給契約が登録されている場合、参加お申し込みおよび特典付与は一つのPinTアカウントIDのみとなります。また、別のPinTアカウントIDで参加お申し込みがあった場合は、参加が無効となる場合があります。

(3)都節電プログラムの期間中、節電に5日以上成功した場合、その通知は、特典付与をもって行うものとします。

7. 特典内容

都節電プログラムの期間中に、対象の電気料金プランに係る需給契約において、節電に5日以上成功した場合、Amazonギフト券に交換可能な1,000円相当の特典を夏期、冬期それぞれ1回のみ付与します。なお、特典はPinTアカウントIDごとに合算して付与します。

特典の付与にあたっては、お客さまのメールアドレスを特典付与に関する委託先に提供することがあります。

※Amazon、Amazon.co.jpは、Amazon.com,Inc.またはその関連会社の商標です。
※特典の内容は予告なく変更することがあります。

8. 特典付与時期

夏期特典は、2023年10月下旬までを目途に特典を付与します。

冬期特典は、2024年4月下旬までを目途に特典を付与します。

特典付与の通知については、付与をもってかえさせていただきます。なお、当社が特典の付与手続きを開始した時点で「PinTアカウントID」を退会している場合、メール配信停止設定をしている場合、登録メールアドレスを変更した場合、迷惑メール対策などで特典をお送りするためのメールアドレスのドメインを受信設定していない場合および「PinTアカウントID」に登録されたメールアドレスにお知らせメールをお送りしても届かない場合は、原則として、特典付与の対象外とさせていただきます。

※2024年度以降の特典付与時期は決定次第当社ホームページ等でお知らせします。

9. 注意事項

PinT節電プログラム利用規約「8. 注意事項」「9. 免責事項」を準用するものとします。

なお、都事業の補助金の上限額を超える場合は特典付与の対象外となることがあります。

10. その他

当社は、都事業規約が適用されるお客さまに対し、東京都が提供する気候変動対策等に関する情報（HTT情報）をメールにてお送りいたします。

以上
2023年6月15日制定